

令和 2 年 1 月 臨時会

河合町議会会議録

令和 2 年 1 月 22 日 開会

河合町議会

令和2年第2回（1月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（1月22日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○出席説明員	3
○欠席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長のあいさつ	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○付議事件の一括提案理由の説明	6
○議案第3号、議案第4号の質疑、討論、採決	8
○議員発議第2号の上程、説明、採決	21
○議会運営委員会の閉会中の継続調査	23
○閉会の宣告	23
○署名議員	24

河合町告示第35号

令和2年第2回（1月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和2年1月20日

河合町長 清原和人

- 1 期 日 令和2年1月22日
- 2 場 所 河合町議会議場
- 3 付議事件
 - 議案第3号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
 - 議案第4号 まほろば環境衛生組合の設立について

令和 2 年 1 月 2 2 日（水曜日）

（ 第 1 号 ）

令和2年第2回（1月）河合町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和2年1月22日（水）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第3号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
制定について
日程第 4 議案第4号 まほろば環境衛生組合の設立について
追加日程第 1 議員発議第2号 議案第4号「まほろば環境衛生組合の設立について」の付帯決議
日程第 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 森 光 祐 介 | 2番 常 盤 繁 範 |
| 3番 梅 野 美智代 | 4番 佐 藤 利 治 |
| 5番 中 山 義 英 | 6番 坂 本 博 道 |
| 7番 長谷川 伸 一 | 8番 杵 本 光 清 |
| 9番 大 西 孝 幸 | 10番 馬 場 千恵子 |
| 11番 岡 田 康 則 | 12番 西 村 潔 |
| 13番 谷 本 昌 弘 | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 町 長 清 原 和 人 | 副 町 長 田 中 敏 彦 |
| 教 育 長 竹 林 信 也 | 企 画 部 長 澤 井 昭 仁 |
| 総 務 部 長 福 井 敏 夫 | 福 祉 部 長 門 口 光 男 |

住民生活部長	木村光弘	まちづくり 推進部長	堀内伸浩
教育部長	上村欣也	企画部次長	森嶋雅也
総務部次長	浮島龍幸	福祉部次長	杉本正範
まちづくり 推進部次長	福辻照弘	まちづくり 推進部次長	石田英毅
総務課長	小野雄一郎	財政課長	上村卓也
住民福祉課長	中野雅史	社会福祉課長	浦達三
高齢福祉課長	松村豊範	保健センター 課長	小山寿子
特命担当課長	梅野修治	住民生活課長	上村英伸
環境衛生課長	佐藤桂三	まちづくり 推進課長	中島照仁
教育総務課長	中尾勝人	生涯学習課長	小槻公男
スポーツ振興 課長	中野典昭		

会議に従事した事務局職員

局 長 阪本武司 調 整 員 松本良一

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。本日、告示第35号をもって令和2年第2回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和2年第2回臨時会は成立しましたので開会します。

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（杵本光清） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） おはようございます。

本日、令和2年第2回1月臨時会を招集致しましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

本日は議案第3号議案第4号の2議案を提出させていただいております。後ほど議案説明を致しますが、皆様方には慎重審議いただき、ご決定を賜りますことをお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杵本光清） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、3番、梅野美智代議員、4番、佐藤利治議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（杵本光清） 日程第2 会期の決定を議題とします。

1月20日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より会期等について報告願います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本委員長。

○13番（谷本昌弘） 去る1月20日と本日、議会運営委員会を開催し、日程などを決定しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日1月22の1日といたします。

本日の議事日程は、議案第3号、第4号、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査を一括上程し、逐条審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（杵本光清） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日1日と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（杵本光清） それでは、理事者より議案第3号、第4号について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長（田中敏彦） はい、議長。

○議長（杵本光清） はい、田中副町長。

(副町長 田中敏彦 登壇)

○副町長(田中敏彦) あらためまして、おほうようございます。

それでは、令和2年第2回臨時例会に提出させていただきました、議案第3号、第4号の2案件につきまして私からご説明申し上げます。

まず、議案第3号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましてでございます。このことにつきましては、非常勤職員等の適正な任用の確保を目的としまして国において地方公務員法及び地方自治法の一部改正する法律が施行されました。会計年度任用職員制度が創設されることに伴いまして、本町においても会計年度職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものでございます。令和2年1月臨時会における、審議や討論の内容を基に一部修正したものでございます。

修正いたしました内容につきましては、第30条において町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与が他の職員等と比較して突出したものとならないよう条項に入れておりましたこれらの規定により、より難いと認める会計年度任用職員の給与については、他の職員及び国、ならびに他の地方公共団体の職員との均衡を考慮することと規定いたしました。

また、ただし書きによる曲解を避けるため、別表第1行政職給料表の備考、この表は他の給料表の適用を受けない。全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第30条に規定する「会計年度任用職員を除く」を削除したものでございます。なお、この条例につきましては令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に議案第4号 まほろば環境衛生組合の設立につきましてでございます。このことにつきましては、山辺・県北西部広域環境衛生組合において計画されておりますごみ処理施設への可燃ごみの搬入にあたり、地方自治法第284条第2項の規定によりまして、安堵町、広陵町及び河合町の3町でごみ中継施設の設置に関する事務を処理するため、まほろば環境衛生組合を設立することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、提出されました2案件の説明とさせていただきます。尚、これらの議案につきましては、昨年12月令和元年4回定例会以降、議員の皆様方には貴重なお時間をさいいただきまして再三にわたり、議論をいただきました。私どもも誠心誠意、説明に努めたつもりでございます。皆様にはご理解を深めていただいたものと考えております。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

◎議案第3号、4号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第3 議案第3号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 会計年度任用職員につきまして、一言私の方から申し上げたいことがありますので。まず、会計年度任用職員制度そのものは、良い制度であると考えます。ただ、その運用につきましては、なんとかこの制度の良さを生かすような運用をしていただきたいと考えますが、条例第30条でこの条例の規定にかかわらず、職務の特殊性を考慮し、これらの規定により難いと認める会計年度任用職員の給与については、他の職員及び国並びに他の地方公共団体の職員との均衡を考慮し、任命権者が別に定めると規定され、31条におきましては、必要な事項は規則で定める。と書かれてる。どうしてもこの文言が引っかかります。簡単に言いますと、仮に臨時職員とし採用する場合、人物によって給料が変わってしまうのではないかなど。例えば、小学校の講師として採用する場合に、その人物が校長もしくは教頭で退職された場合とそうでない場合。また、その人物が任命権者の知り合いの場合、給料が変わってしまうのではないのかなど。もし、任命権者の裁量で給料が変わってしまうのであれば、本来のこの制度の目的とされてる同一労働、同一賃金の趣旨が崩れてしまうのではないかなど。そこで前回提案しましたが、より公平性を持たせるためにある程度採用が分かっている職種についてはあらかじめ、条例で職種ごとの給料を定めた方がいいのではないかと考えております。町側としては具体的な給料額は規則で定めると言うことですが、規則では作成、変更は議会の議決が必要でないことから、任命権者の裁量で人物によって給料が自由に変えられことを一番心配しております。それと、この条例はおそらく近隣市町村を参考にしながら、ほぼ丸写し状態で作成されたと思いますが、普通、臨時職員として応募される一般の人が、この条例を読んで一番知りたい事、すなわちこの職種の場合は時間給がいくらで日給がいくらか、容易に分からない事が一番問題だと考えます。例えば、一般事務職の臨時職員の時間給はいくらか等、あえてこれ以上は言いませんが、規則ではある程度採用が分

かっている職種についてあらかじめ、公平に給与額等を規定することを考えておられるんですか。その点をお答えいただけますでしょうか。

○総務課長（小野雄一郎） はい。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） ご質問いただきました内容につきまして答弁いたします。前回1月7日の臨時議会で条例案に対しまし、ていろいろご指摘やご提案をいただいたところがございます。そこで議員がおっしゃってます、先進的な事例という条例も確認はしたところなんですけども、本町の条例案と言いますのが、平成30年に全国町村会の法務支援室から提示された条例の例を基にこれまで作成してきておりまして、この規定内容を本日の臨時会までに全て作り替えることは非常に日程的に不可能でありましたので今回の条例案のご提案という内容になっております。そこで、運用につきまして30条31条を用いると、町の裁量権を超えたような運用ができてしまうのではないかとというご指摘でございますが、この30条につきまして前回以降、検討を加えておりまして、まず権衡という表現に関する質疑もありまして改めまして今回、均衡、ようは地方公務員法上の均衡の原則というのがありまして、そういうものを十分意識した運用をします。ということで、こういった表現に改めております。ただ、どうしてもこの30条の規定と申しますのは、前回は答弁しました外国語指導助手、いわゆるALTの雇用等、町側に一定の裁量権を認める条文というのは必要と判断しておりますのでこの条文は残しております。今後、規則等できちんと、こういった職種であればどのような幅で給与を支給するのかというのが、なるべく分かりやすい方法で規定したいと思います。確かに、おっしゃるとおり規則に関しましては議会の議決をいただかなくても町側で自由に改正できるものでありますが、とうぜん規則を制定しますと交付の手続きであったり、例規集の登載など皆さんにご覧いただくことによって一定のチェック機能も働くものでございます。なるべく分かりやすい透明性のある運用にしたいと考えております。また、会計年度任用職員の募集の際にも給与、非常に関心のある事であると思いますので、そういったものが分かりやすい内容で表現しまして募集に努めたいと考えております。以上でございます。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

条例の作成について市町村会の方で説明を受けられて、それを踏襲されてると言うことで

近隣市町村等を参考にするのが悪いと言うてるのではないんですけども、やはりそういった中でもその自治体のカラーを出してる自治体もあるので、そういった先進的な自治体の条例も参考にされるのもいいのではないかと思います。それと、小野課長の方で答弁ありましたが、外国語指導助手ALTについては、他の自治体でも既に金額を決めてやってるところもあります。中に中間業者が入ったり入らなかったり、そういったとことで変わるかと思いますが、そんない言われるほど難しくはないのではと考えております。できるだけ、私としては誰が見ても公平やと思うような形でこれを運用していただきたいと考えております。以上です。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 中山議員の質問と関連しまして単刀直入にお聞きします。ALT、アシスト ラングウェッジ ティーチャーの雇用についてお聞きします。これは河合町は直接雇用なのか派遣会社による雇用なのかご説明ください。それと、1月7日の臨時議会で規則についても発言させていただきました。この議案が可決、条例制定後、最後にあたる規則、近隣の町の規則ですね、各職級の給与の体系とか参考に読ませてもらいました。この点については条例策定後いつまでに、町は作成して河合町の例規集に入れていただけるか教えてください。今回、副町長が冒頭に申し上げられたように今回は非常勤の臨時職員もということなんですが、河合町の例規集を見ますと、2625ページの「河合町参与の設置に関する規則」並びに2627ページの「河合町嘱託員の設置に関する規則」これを読みますと、まず2625ページ「河合町参与の設置に関する規則」については地方公務員法の261条第3項に規定するという事になってるんですけども、この規則は何かの条例に基づいた補足にあたる規則なのか、その点ご説明せいでいただきたい。同じく、2627ページの「嘱託員の設置に関する規則」これは参事、専門的事項または政策的事項の推進となっているんですけども、これも同じく河合町の何かの条例に準じてやってるものかおたずねします。それと、この議案第3号の条例が制定しますと、非常勤特別職の方はどの範疇になるのか、私は前回12月議会で可決されました、任期付一般職員の専門職のような方に基準を決めて採用をしたらいいと思いますが、その点についてご説明ください。よろしく申し上げます。

○議長（杵本光清） 3つ目は関連質問となっておりますので、2つだけ答えていただきます。

○7番（長谷川伸一） はい、わかりました。

○教育部長（上村欣也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村部長。

○教育部長（上村欣也） 現在、うちの方で雇用しておりますALTにつきましては、直接契約をしております。以上です。

○総務課長（小野雄一郎） はい。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 今回の会計年度任用職員関連する規則制定時期というご質問でございますが、いつまでにとり具体的な期日を今、この場で答弁することはできないんですけども、少なくとも条例の施行日までにする必要がございますし、今回議会でご決定賜りましたあかつきには、すぐに制定の最後の仕上げの段階に入りたいと考えております。また、例規集の登載時期なんですけども、例規集の登載が年に数回と回数が決まっておりますので、規則の施行後、直ちに登載というのは困難です。ただし、規則制定しますと公募手続きとなりますので当然、閲覧また掲示板で見ていただくことは可能と考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 分かりました。3番目の質問については訂正します。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 質問させていただきます。12月定例会議会から私の方も第30条について、何度も質疑させていただいてましたが、その中でこういった形の条文にご検討いただいたというのは本当に苦慮されたのかなというように解するところがございます。しかしながら、何度も申し上げておりますが、できれば採用の規定と言いますか、そういったことに関してもこの条文には乗っからない部分でございますが、しっかりと特殊性をもった方であれば、例えば内規的でもかまいませんので、実務経験がどのぐらいあって、最低限ですねその部分は内規的にしっかりと定めていただいたうえで、その規定の方規則で定めていただきたいと考えておりますので、どうかご検討いただけますよう申し上げます。以上です。

○議長（杵本光清） 答弁はよろしいですか。

○2番（常盤繁範） はい。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 前回は質問させてもらったんですが、30条の現実的にはALTが存在しているという事で、これは今後の河合町の行政を司る上で必要と思われるということになってきますので、先ほど、常盤議員からも質問ありましたが業務の特殊性とか専門性とかをやはり、将来のことは何が起こるか分かりませんが、やっぱりきっちりと定めておくことは必要だと思うんですね。それともう一つ言ったのは給料の問題ですね、民間では初任給1,000万円出すところも出てきてるわけですよ。ところが、行政職は限度があるということですが、その中でこういう方の均衡を考慮するようになってますけども、例えば、この人に来てもらって行政にプラスになると思ったら、ある程度の額を出さないといけないとか、私の考え方なんですね。それが、この30条ではできないということになるんですね、その辺の事についてどうしても、限度が決まっているという発想をとれないのかどうか。特殊な仕事とか新しい仕事をすると。そうすると、そこに30条がかえって、足かせになるんじゃないかと考えてるわけですね、そのへんの所はやっぱりどうしても枠は作らないといけない。これは条例に規定があるのかどうかですね。そうすると、民間のような活動は行政職はできないということになるわけですね、それでいいのかという考えなんですね。それについて答弁お願いしたいです。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 今回の会計年度任用職員につきましては国の制度改正に伴いまして、設立するものでございます。これと合わせまして、昨年の12月の臨時会におきまして任期付き職員という制度も創設させてもらってます。その辺も含めまして雇用のやり方を広く採用することも必要だと思いますので、この2点を組み合わせまして対応してまいりたいと考えております。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言するものなし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 多数であります。着席願います。

よって、議案第3号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については可決されました。

日程第4 議案第4号 まほろば環境衛生組合の設立についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番(坂本博道) はい、議長。

○議長(杵本光清) 坂本議員。

○6番(坂本博道) この議案については3度目になると思うんですけども、基本的にこの間にも出てきましたが、不燃、粗大、資源の物については今回は参加しないという中での取組みについてやっぱり、この方向性については変えるべきではないかというのが多数出されてきたと思います。そういう点で改めてこの問題について答弁でも一定の時期で、もしくはスタートしてから見直し含めて考えていきたいと言われてるんですけども、その辺については改めてどのように考えてるのかももう一度明確にしてもらいたいと思います。

○住民生活部長(木村光弘) はい、議長。

○議長(杵本光清) 木村住民生活部長。

○住民生活部長(木村光弘) ただいまのご質問についてお答えさせていただきたいと思えます。当然、今までの間で何度もお答えはさせていただいております。今後、ごみについては色々な形でどのような形になっていくか分からない部分もありますので、当然今までどおり、河合町にとって不燃ごみ等の参加が一番の最善策なのかは議会とも議論を当然重ねながら、それらをもって参加との判断となれば、そちらの方にも業者の方もかたむけて広域組合への参加を打診していくということも今後は進めていこうと考えて思っております。

○町長(清原和人) はい、議長。

○議長(杵本光清) 清原町長。

○町長(清原和人) 今、担当部長が申しましたように、不燃ごみ等につきましては今後、議員の皆様方と紳士に検討してまいりたいと思います。以上です。

○6番(坂本博道) はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今、議員ともということになってるんですけども、ただ基本的に主体的には町自身のところとしてその方向にむけて検討するというこの中でこの問題については方向性、安定した町民の暮らしにかかる問題としての方向を出すべきだと思ってるので、そういう点ではその方向に向けて進めていくということをして是非、表明してほしいなと思ってるんですがいかがでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、議員おっしゃったように前向きに検討して進めていきたいと思っております。

○8番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○8番（岡田康則） 今、町長のほうから前向きという話を伺って、いつもこの議第の時に前向きとお聞きしてるんですけども、前回の本会議でも言わせてもらったんですけども、安堵町他でも、まだ計画段階のベース。今、町長の方から前向きに今後検討していきたいということなんですけども、本当に色々ハードができてからとなると厳しいものが出てくるのではないかなと私自身思うわけなんです。ですので、今でしたらこの前も言いましたように後から頼みに回るよりも、今ならエネルギーがまだ少なくて済むんじゃないかなと思ったりもするんです。ですから前向きと言うなら、テレビでも言われてる「今でしょ」ってことなんですけども、今じゃないのかなと私は思っておりますけど、もう一度町長、しつこいんですけども、しつこいのが私の取り柄なのですみませんがもう一度、お気持ちだけお聞かせねがいきますでしょうか。町民が納得するような答弁をお願いします。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 私、申し上げましたのは、こないだも皆さんにご説明しましたように、8年ぐらい検討を重ねてきまして、山辺・広域の方に入りました。その延長線上として、生ごみの積み替え基地があると、山辺の方から申し出がありまして、安堵町さんが手を上げていただいて、それを進めていくということで、今その土場で進めていることをご理解いただきたいと思います。先ほど提案にあった部分は別の土俵としてしっかり町としても考えて進

めるべきことは進めるということで認識というかご確認をよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 清原町長にお尋ねします。不燃ごみ等、山辺・県北西部広域環境衛生組合に参加した場合の方が10年20年の長期スパンで見ると、住民の負担、つまり経費は低くなると想定されませんか。平成27年度末頃、清掃工場の焼却炉の大規模な火災が発生しました。焼却炉以外の施設の老朽化、つまり粗大ごみ等を破碎する破碎機、プラスチック等の不燃ごみ、ビンやカン等を分ける分別機等の老朽化についてどのように認識されてますか。現在どのように認識していますか。これらの施設も今後10年20年問題なく運用できるものとお考えでしょうか。

2番目、現在は不燃ごみ等をお隣の三重県伊賀市の民間業者に最終処分処理を委託しています。先日、ごみ処理施策検討特別委員会でこれらのごみは焼却処分、またはガラス、陶器等の不燃物は埋設してるとのご説明をいただきました。伊賀市までの運搬と天理市にできる施設への運搬を考慮すれば運送料は半分ぐらで済むかと思えます。奈良県内のごみは奈良県内で処理するのは当たり前ではないでしょうか。この点も清原町長のお考えをお示してください。それと、16日に特別委員会にてご説明いただきました町のホームページに出ています、2019年(平成31)3月策定の河合町一般廃棄物処理基本計画を読ませていただきました、この点の中でお聞きします。その中で町民の一人として重く受け止めるデータと町の構想が載っています。ページ33、34奈良県市町村と比較、一人一日平均ごみ排出量は本町は排出量は1,029グラム。奈良県の中で比較的多い自治体で順番で言えばワースト6位です。また、資源化率、リサイクル率、本町の資源化率は13.7パーセントで奈良県の中では比較的低い自治体となっています。下から16番目です。ページ31と32ごみ処理システムの評価レーダーチャート表によって表されています。ページ32の表では本町が類似市町村よりも劣っていることを示します。と記されています。ページ51将来のごみ処理処分の流れ、将来のごみ処理フロー図が書かれています。町の見解として2023年(令和5年度)から広域化をふまえ、この基本計画の目標年度である2033年度における処理フローを示します。尚、以下のごみ処理はフローは現時点で参画している内容であり、今後の協議により変更する可能性があります。と記載されています。そこで、清原町長に再確認としてお聞きします。ごみ排出量の削減と資源

化率の向上を目的に現在のごみ分別区分を改め、住民の協力を求め天理広域組合の基準に合わせた分別を再分別して不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ処理も天理広域組合に参加することも一策かと思えます。町長のこの件に対するビジョンをお示してください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 1点目と2点目につきましては、こないだ説明させてもらったように現時点では不燃ごみ等につきましてはの処理費というか、今当町で行う方が安いということで説明させてもらってます。施設につきましても今後しっかり、老朽化の部分も見ていかなくてははいけませんし、議員おっしゃったように天理に運ぶのと三重県に運ぶのとそういう事も確かに考えていく必要があると考えております。それから最後の点につきましては、今後というか当町の課題としてございますので、前にもお話させてもらいましたけども、その点につきましては住民にも協力をしっかりしていただく部分が出てきますので、その点は進めてまいらなければならないと思っております。以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 町長の現時点での見解をいただきましたが、今後この焼却炉施設は老朽化もひどくなってくると思えますので、先行して、先手先手と経費の方も計算していただいて、今後のごみ施策にについて議会にも情報を開示していただくことをよろしく願います。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 何回も同じ事で申し訳なくおもっております。私個人の勉強不足それと分かっていたきたいのが、理事者の方の協議会においての説明等、先ほどから問題になってます不燃ごみの最終処理についても、伊賀市ではどう言うたと、民間の業者さんの方ではどうだという答弁の中でも、「今のところは何も言われたないです。」と「今のところは大丈夫です。」とそういう軽い判断でこのごみ処理を今まで進めてきたかもしれませんけど、これからは私自身もだめだと思っております。それと、先ほど長谷川議員もおっしゃいましたけども奈良県内のごみは県内で、もちろん理想です。もっと言えば一番最初、町にある焼却場を作った時には町のごみは町で処理するという大義名分の基で動かれたと思うんです。

それが人口減少、各自治体の財政の状況を考えみると、やっぱり一町でひとつのものを維持するのは難しい。という事はやはりたくさん市の町村が参加されてる、山辺広域のごみ処理に移行していかないと、いずれひとつの町で起こった問題がひとつの町で処理できない。ようするに住民に対してのサービスが行われないうような事が発生すると思うんです。だから、もう一度、上げ足をとるのではありませんが、今のところは何も言われてないから大丈夫だ。今のところなんかスムーズにいったるから大丈夫だ。というそういう観念は一旦捨てて、私は提案したいのはできることであれば、委員会も立ち上げてますけども毎月でも顔をつきあわせて、このごみの問題は逃げてとおれません。これをしっかり議論していく場を作っていくという事を明確に毎月でも半月に一回でも結構です。そういう形を皆さんが居る前で私は聞きたいなと思っております。

○副町長（田中敏彦） はい、議長。

○議長（杵本光清） はい、田中副町長。

○副町長（田中敏彦） 町が策定しました基本計画をしっかりと、隅々まで読んでいただいて、お勉強いただいてありがとうございます。河合町としては今現在、大丈夫かというご質問にお答えするという事で、今現在は大丈夫だと言ったと記憶しております。ただし、将来的なごみの問題というのは最重要課題であると思います。形あるものはいずれ壊れます。それから人口は減少の一途。ただ、若干下げ止まりにもなろうかと思っておりますが、当初に考えてた人口よりは減少しております。そういう事があって、広域化を進められてる、この天理の組合に河合町も参加させていただきたいと言うことで手をあげたものだと思っております。現在の河合町の財政状況とか現在処理しております可燃、もしくは不燃ごみ、これらの処理施策として最善であると現時点では最善であると考えておりますが、それで全てが終わるとという考えは毛頭ございません。それで、河合町一般廃棄物処理基本計画を昨年3月に策定しました。この策定に基づき着実に進めてまいりたいと思っておりますけども、皆様方も今回の事で色々ご勉強いただいて貴重なご意見をいただきました。そういうご意見をいただく場をできる限りたくさんと取らせていただいて、参考にさせていただき進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 質問させていただきます。私としましては以前より申し上げてるとおりごみの分別、町民の方々のごみの捨て方に関する意識付け、そういったところもふまえてで

できれば理事者の方々に今後のごみ施策に関して話し合いの場についていただきたいと要望させていただいてまして、一定のご理解をいただいてその場を何回も設けてさえていただいておりますし、今後は定期的にそういったかたちのものが行われていくのではないかと期待しているところでありますし、そういった形で、私としては趣旨としてはちょっと外れてるところであります、特別委員会も立ち上がっております。そういう状況の中で今回のこの議案に関しましては共同参画事業でございます。他の事業も含めて、例えばですね文化的な交流施設の共同使用ですとか、はっきり言うとなんか単体の町ではなかなか維持が難しいといったものも今後はこういう機会を基に共同参画事業として行っていくというのは他の施策に関しても考えるべきだと思います。このごみ施策に関してもですね、共同参画の部分でできる事できない事、例えば以前、協議会の際に発言させていただきましたがごみ袋を3町合同で作ってみてはどうかとか、後は共同でですね今回初めて申し上げますけどもごみの排出の処理のマニュアルを3町合同で作ることによって改めて意識付けを町民の方々と共有すると、そういったこと、また加えて細かい話ではございますが、転入者の方に対して「ごみに関してはこういう形で厳しくなっておりますので」そういった説明マニュアルを作成するのですとかそういったことが必要ではないかと私は考えております。質問に関しまして、私ごとの話をさせていただきますが、本日、河合町のごみの方ですね粗大ごみともやさないごみの曜日になっておりますので、捨ててまいりました。理由としましては娘の勉強部屋を作ってやろうという事で、掃除をしまして粗大ごみが7つ、不燃ごみが8袋出してきました。いつもだいたいこの地区ではこの場所に捨ててくださいという所に捨ててまいったんですけども、特に粗大ごみにシールが貼ってないんですね。よく見ると細かく木材を釘まで抜いて金属をしっかり外したうえで、とりまとめて本来であればこれは可燃ごみの袋をくぐりつけば可燃ごみとして処理してもらえないのかなといったものも粗大ごみで置かれていて、しかしながら粗大ごみのシールも貼られていない。そういったごみ又はですねこれはどういふふうに分けたらいいのかという物はですね、燃やさないごみ袋の中に隠すようにおいています。そういった形のものを常日頃ごみ担当の職員さんは対応しながら最終処分にもっていったら、そういった苦勞というの私理解をしております。又、地元の方々に対してもですね、どういふ形でこのごみ方を考えるべきかという話をさせてもらう際に地区によって場所によってはですね、王寺町に抜ける幹線道路になっておりまして、通勤のついでにですね車を寄せてポーンと捨てていくんですね。また、そういった方は細かく分別する意識つけがはっきりしてないというか、もしかして町外の方が河合町のこの場所が車止めがあつて非常に捨て

やすいということもあって、捨てられる方もいらっしやって監視カメラを設置しないうちでは管理しきれないという話も私自身うかがっております。ここで質問させていただきたいのはですね、どうかごみ処理について今後ですね具体的に色々話し合い、それと方向性を決めていく丁度良い機会だと思うんです。その中で数字的な話もありますし、コスト的な話もあると思います。しかしながら、大事なのは捨てるのは町民の方々なんですね。町民の方々に対して意識づけ、こういった形のごみはこういったふうに処理して下さいね。また、今後は3町合同で行って中間処理施設をつくりますから、仮の話ではございますが、そういった形の中でこういった形でないと他の町にも迷惑かかりますよと。そういった形でみなさん改めてごみの捨て方考えてくださいね。そういったものもふまえて、できれば今後マニュアル等、後は説明会、そういったものを行っていく前提にですね、どうかこの議案ですねご検討いただき、今回提出されてる議案は山辺に対する関連議案でございますが、議会の方としましては、何度かNOサインを出させて頂いてます。私としましては、理事者の方々においては、できれば町民の方の目線に立って意識づけを変えていくことをふまえて、今後は施策を検討していただきたい。その件に関しまして、ご答弁いただけたらと思いますのでよろしくお願い致します。

○**住民生活部長（木村光弘）** はい、議長。

○**議長（杵本光清）** 木村住民生活部長。

○**住民生活部長（木村光弘）** ただいまの常盤議員のご質問についてお答えさせていただきます。まず、今後のごみということでございます。議会の方でもごみ施策の特別委員会というのが制定されましたので、そこでの出てくる意見、今後のごみについてのどうあるべきかというところも出てくるのかと思っております。それらの議会との議論を交えながら、その結果を住民に対してのご説明なりをしていかなければならない部分も出てくるかなと思います。その折りにつきましては、住民を交えた検討委員会等を立ち上げてすべきかなという思いはございますので、あとの町民へのごみに対する意識づけですが、毎年のように広報には掲載しておりますが、これからも広報またはホームページにおいて、掲載等をして広報活動に力をいれていきたいと思っております。

○**町長（清原和人）** はい、議長。

○**議長（杵本光清）** 清原町長。

○**町長（清原和人）** 今、担当部長から説明がありましたけども、色々な総代自治会長会なり色々な機関でも町行政について話し合いをしておりますので、そういった部分も活用させて

いただいて、先ほど議員もおっしゃったように、ごみを捨てていくというかごみをどうしていくかどうマニュアルなり、また別にそういう説明会なり設けることができるのであればそういう事も考えて進めてまいりたいと思っております。以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 再質問させていただきますが、今、現状の形では、広報の形では多分なくなるとは思うんです。むしろ増えていく可能性もある。関心度は増えてるんですけども広報「かわい」見てるよ、見始めてるよと言われる方は確かにいらっしゃいます。しかいながら、習慣としても見なくなってる方もいらっしゃるんですね。そういう方に対してですねホームページも含めて広報活動を行って行きますという形ではやはり不十分ではないかと、一緒に広告といいますかアナウンスといいますか、インフォメーションの方法について、今後は議会と一緒に話し合っていければと期待しておりますのでどうか、その辺のところ含んでいただければと思います。以上です。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言するものなし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「討論」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 討論という事ですので、まず本案に対する反対者の発言ありましたら。

（発言するものなし）

○議長（杵本光清） では、本案に対する賛成者の発言を。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の、今後のごみ処理のしくみについて、不燃ごみの他県また民間施設の最終処分の在り方を含めて、安定的なシステムにするつ為にも不燃、粗大、資源ごみも広域処理の方向にこの時期に転換して、その上で中継基地の組合設立ということでこの間求めてきたところではあります。しかし、組合設立そのものは他の自治体とも当然関係があり現時点では方針変更を同時に進めるのは非常に難しいこと状況にあることも認識してきました。しかし、同時に住民の暮らしにとって非常に大事なごみ処理の方向性を明確にならないまま進めていくのは、住民にとっての責任も持てないというにも考えます。その為、この組

合設立の方向性については、現時点では賛成したいと考えております。しかし、今後の問題として先ほどから出てますように安定的なごみ処理システムの方向性については、不燃、粗大、資源も含めて広域処理の方向へ変えるべきではないかと考えております。その点で、この4号議案が可決されれば、付帯決議を提案してその方向性も是非、求めたいと考えてる事を含めて賛成討論としたいと思えます。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言するものなし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。着席願います。

よって、議案第4号 まほろば環境衛生組合の設立について可決されました。

（「動議」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 坂本博道議員。

○6番（坂本博道） 動議を出したいと思えます。

議案第4号のまほろば環境衛生組合の設立についての付帯決議について発議をさせていただきます。

○議長（杵本光清） 坂本議員より動議の提案がありました。賛成の方いらっしゃいますか。

（「動議賛成です」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 賛成とのことで動議は成立しました。暫時休憩いたします。再開は11時より行います。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時15分

◎議員発議第2号の上程、説明、採決

○議長（杵本光清） 大変お待たせしました。再開します。

ただいま、坂本博道議員他3名から議員発議第2号が提出されました、これを日程に追加し、ただちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって議案発議第2号を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議員発議第2号 まほろば環境衛生組合の設立についてに対する付帯決議を議題とします。

提出者の坂本博道議員、説明を求めます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回のまほろば環境衛生組合の設立にあたって、河合町は可燃ごみのみに関する事務の参加となっております。しかし、今後の河合町の一般不燃物の処理を安定的に進めていくその方向を町民に責任をもって示すという点でも、今回のこの時期に下記の次のことについて是非、町長にはしっかりと留意するよう求めたいと思います。

不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみに関する事務もまず、山辺・県北西部広域環境衛生組合、そして今回のまほろば環境衛生組合に参加する方向を、ぜひ清原町長の任期中、令和5年4月までには目処をつけるということを是非、進めてもらいたいという事を今回付帯決議として提案をさせていただきたいと思います。

○議長（杵本光清） 討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議員発議第2号の採決を行います。

議員発議第2号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。着席願います。

よって、議員発議第2号 まほろば環境衛生組合の設立についてに対する付帯決議は可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（杵本光清） 日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、「議会の運営に関する事項等について」閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（杵本光清）

これで本日の日程はすべて終了しました。

令和2第2回臨時会は、ただいまをもちまして閉会します。

閉会 午前11時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 梅 野 美智代

署 名 議 員 佐 藤 利 治